

ロイヤルフィットネス 24 会員規約

第1条 名称

1. 本クラブは、ロイヤルフィットネス24（以下クラブという）と称します。

第2条 運営及び管理

1. 本クラブの運営は、株式会社フジケングループホールディングス（以下会社という）が運営及び管理を行います。所在地は岡崎市大平町川田 46-1 とします。

第3条 目的

1. 本クラブは、運動を通じて健康増進、生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦をはかり、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第4条 入会手続

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会するには所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査をうけたうえ、本クラブが承諾したとき、本クラブとの契約が成立し、本クラブ会員になります。
3. 前項に定める入会申込を行った場合でも、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。なお審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
4. 未成年の方が入会するときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任を、本人と連帯して負うものとします。

第5条 クーリングオフの適用

1. 会員は入会契約の締結日から8日を経過するまでは無条件で書面により会員契約を解除することができます。

- ① この場合、クラブは受領した入会金・会費等すべてを返還するものとします。
- ② ただし、物品の購入代金は返還対象となりません。

第6条 届出内容変更手続

1. 会員は、入会申込に登録した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
2. 本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
3. 会員は住所、連絡先その他入会申込手続の際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の手続きにてクラブに届け出るものとします。
4. 本クラブより会員への通知は、会員から届出されているメールアドレスへの送信または、連絡先に宛てた書面の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が届かなかった、または延着の場合には、通常到着するべきときに本クラブからの通知が会員に到着したものとします。

第7条 契約期間

1. 会員の契約期間は会員が当社所定の退会手続が完了するまで自動更新とします。

第8条 会員資格

1. 本クラブの会員資格は以下のとおりとします。
 - ① 15歳以上（中学生を除く）で、本規約および諸規定を遵守する方。
 - ② 医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方。
 - ③ トレーニング器具、設備等を一人で安全に利用することができる方。
 - ④ タトゥー、刺青等（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある方で、各クラブ（クラブ館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できる方。
 - ⑤ 暴力団関係者でない方。
 - ⑥ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有しない方。
 - ⑦ クラブが審査を行い、適当と認めた方で、①～⑥の内容を理解し承認された方。

第9条 入会金等

1. 入会金・月会費・諸料金等は、別に定める金額とし、理由の如何にかかわらずこれを一切返還しないものとします。（ただし第19条が適用される場合は除く）

第10条 会費等

1. 会員は、クラブが定める会費等を所定の方法によりすべて支払う義務があります。
2. 実際の利用回数にかかわらず、契約した費用を支払うものとし、退会日迄の支払いが必要となります。
3. 一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いていかなる理由があっても返還しないものとし
ます。
4. 退会後も未納会費がある場合は、当クラブから請求をさせていただきます。

第11条 会費等の変更

1. クラブは諸般の事情により会費等が不相当になった場合、これを変更することができます。この場合、
クラブは1ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。

第12条 営業時間、休業日の変更、臨時休業

1. クラブは次の理由により、施設の全部または一部の営業時間の変更、休業日の変更、臨時に休業または
使用制限をすることができます。なお、この場合において会員に対する補償は行いません。
 - ① 天災・地震等やむを得ない理由により、クラブを開場できないと判断したとき。
 - ② 施設の点検、補修、改修をするとき。
 - ③ 法令の改正、行政指導そのほか社会経済情勢の著しい変化などのためやむを得ないとき。
 - ④ そのほかクラブが運営上必要と認めたとき。

第13条 諸規則の遵守

1. 会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則、器具の利用にあたり定められた用、その他クラブの
定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものと
します。
2. 会員が本クラブ利用に際しての盗難・紛失につきましては本クラブは一切の損害賠償を負いません。
3. 本クラブの施設内には、会員が安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のために、
出入口、受付、ジム設備周辺を撮影するカメラを設置しており、会員はこれを了承の上利用するものとしま
す。

第14条 服装規定

1. 本クラブ利用の場合、以下の服装を禁止します。

- ① ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチやリベット(びょう)がついている衣服。
- ② 裸、または上半身裸。
- ③ サンダル、草履、長靴、または滑りやすい履物。
- ④ 裸足、ソックスのみ。
- ⑤ ハイヒール、ビジネス用革靴。
- ⑥ スパイクシューズ等、靴底が平らでない履物。
- ⑦ 施設または機器を傷つける可能性のある服装、履物、服飾品または装飾品の着用。
- ⑧ その他、本クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品の着用。

第15条 クラブ利用

1. 本クラブはスタッフの常駐しない施設のため、会員が施設を利用する場合は自己責任のもと利用することとします。なお、緊急時の連絡先についてはクラブ内に掲示するものとします。

第16条 会員以外の利用

1. 会員は、会員の施設利用の妨げにならない範囲でクラブが体験利用者（以下ビジターという）にクラブを利用させることを認めるものとします。

第17条 施設利用ができない者

1. 次の各項に該当する方の施設の利用を禁止します。その場合クラブは理由を通知することなく利用を禁止できるものとします。

- ①タトゥー、刺青等（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある方で、各クラブ内（クラブ館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない方。
- ②大声を出す、奇声を発するなど他の会員に迷惑となる行為をする方。
- ③伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有する方。
- ④ 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- ⑤ 妊娠中の方。
- ⑥ その他、医師により運動を禁じられている方。
- ⑦その他、クラブが会員として適当でないと判断した方。

第18条 免責事項

1. 会員もしくはビジターがクラブの利用に際して生じた人的・物的事故に関しクラブは一切損害賠償の責を負わないものとし、また、会員もしくはビジターはこれについて一切の異議を申し出ることはできません。

第19条 会員等の損害賠償

1. 会員もしくはビジターがクラブの利用に際して自己の責に帰すべき理由により、クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかに賠償をしなければなりません。

第20条 クラブの賠償責任

1. 会員もしくはビジターがクラブの利用に際して発生した人的・物的事故に関しクラブに過失がある場合には、クラブは法的に認定される範囲での補償をするものとします。

第21条 退会

1. 会員が本契約を解除しようとする場合、退会月の10日までに入会登録された店舗にて退会手続きを完了することにより、退会できるものとします。(10日がノースタッフデーの場合、9日までの申請とする)
2. 所定の手続きにて店頭でクラブに退会を申請するものとします。本契約の解除の申し出は手紙、電話、ファックス、メール、口頭などでは受け付けません。
3. 特定のキャンペーンプランで定める利用継続期間は、利用することをキャンペーンの適用条件とするものである為、途中解約はできません。
4. 会費の支払いに未納がある場合、退会申請はできません。

第22条 休会

1. 会員は、最長1年までの期間、本クラブ所定の手続きを取ることで、休会することができます。
2. 休会手続きは、会員が毎月10日までに入会店舗にて本クラブ所定の申請手続きを行っていただき、休会手続きが完了することにより、翌月1日から1ヶ月間休会することができます。郵便、電話、ファックス、メール、口頭での申請は受け付けておりません。連続して休会される場合は、毎月本クラブ所定の申請手続きが必要です。
3. 休会会員は、通常会費は発生しませんが、会員資格の継続のため、休会費として1,100円(税込)を支払うものとする。休会期間中は本クラブを利用することはできません。

4. 休会期間中は本クラブを利用することはできません。
5. 休会申請時、復会月（ご指定日）から本クラブの利用を再開でき、通常会費のご請求は、復会月から自動再開となります。
6. 会員は、以下の場合には休会を申し出ることはできません。
 - ① 会費の未払いがある場合
 - ② キャンペーンプランでの入会登録の際に定められた利用継続期間中である場合
7. ロッカー契約中の場合、契約ロッカーは自動解約となりませんので、解約が必要な場合は、別途所定の手続きにて店頭でクラブに申請が必要です。
8. 水素水会員契約中の場合、休会中は利用停止となりオプションの請求は致しません。復会月から自動的に請求が発生いたします。

第23条 会員資格の喪失

1. 会員は次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。
 - ① 退会手続きを完了した時
 - ② 除名
 - ③ 法人会員の会社または団体の解散

第24条 会員資格の一時停止、除名

1. 会員もしくはビジターが次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、クラブは会員資格の一時停止または除名をすることができます。
 - ① クラブの名誉を毀損した場合。
 - ② 他の会員に著しく迷惑となる行為を行った場合。
 - ③ 入会手続きに際して虚偽の申告をした場合。
 - ④ 本規約及び諸規定に違反した場合。
 - ⑤ 会費等の支払いを滞納し、翌月末までに支払いの督促に応じない場合。
 - ⑥ クラブの施設、設備を故意に破損した場合。
 - ⑦ クラブ内の器具、備品などを無断で持ち出した場合。
 - ⑧ クラブ内において営利を目的とした商行為を行った場合。
 - ⑨ クラブ内においてクラブ側の許可無しにパーソナルトレーニングの営業またはその指導をしているとと

らえられるような行為を行った場合。

⑩ クラブ内において金銭の貸借や勧誘、政治活動などを行った場合。

⑪ スタッフへの暴言・暴力・長時間の拘束などがあった場合。

⑫ 本クラブが会員として適当でないと判断した場合。

第 25 条 本規約及び諸規定の改正

1. 本規約及び諸規定の改正はクラブがこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

第 26 条 個人情報保護

1. 本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第 27 条 告知方法

1. 本規約及び諸規定の変更や第 11 条に定める営業時間、休業日の変更、臨時休業等の会員への告知方法は施設内所定場所への掲示とホームページへの掲載をすることにより全会員にその効力が及ぶものとします。

第 28 条 関連施設利用

1. 契約締結期間中は、本クラブの規定に基づき、ロイヤルフィットネス 24 系列店舗の利用ができるものとします。

【細則】

1 8 歳未満の会員利用について

・利用可能時間 7 : 00 ~ 22 : 00 とします。

(2025 年 8 月 1 日 改定)